

令和3年6月24日

令和3年網走市議会第2回定例会議案  
(議会提案分)

令和3年網走市議会第2回定例会追加議案（議会提案分）

番号	議案番号	件名
1	議案第10号	網走市議会基本条例の一部を改正する条例制定について
2	議案第11号	網走市議会会議規則の一部を改正する規則制定について

## 議案第 10 号

### 網走市議会基本条例の一部を改正する条例制定について

網走市議会基本条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

令和 3 年 6 月 24 日提出

網走市議会 議会運営委員会  
委員長 立 崎 聡 一

#### 網走市議会基本条例の一部を改正する条例

網走市議会基本条例（平成27年条例第8号）の一部を次のように改正する。

目次中「第7章 議会の体制整備(第15条～第18条)  
第8章 議会の政治倫理、身分及び待遇（第19条～第21条）  
第9章 議会及び議員の災害対応(第22条)  
第10章 補足（第23条）

」を  
「第7章 議会の体制整備(第15条～第19条)  
第8章 議会の政治倫理、身分及び待遇（第20条～第22条）  
第9章 議会及び議員の災害対応(第23条)  
第10章 補足（第24条）

」に改める。

第23条を第24条とし、第19条から第22条までを1条ずつ繰り下げ、第19条として次の1条を加える。

（情報通信技術の活用）

- 第19条** 議会は、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、情報通信技術の活用を図るものとする。
- 2 議会は、災害の発生、感染症のまん延等、やむを得ない理由により議事堂に参集することが困難なときは、その状況に応じた情報通信技術の活用を通じ、議会活動の継続を図るものとする。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 議案第 11 号

### 網走市議会会議規則の一部を改正する規則制定について

網走市議会会議規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

令和 3 年 6 月 24 日提出

網走市議会 議会運営委員会  
委員長 立 崎 聡 一

#### 網走市議会会議規則の一部を改正する規則

網走市議会会議規則（昭和36年議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第62条（会議中の委員会の禁止）」を「第62条（会議中の委員会の禁止）  
第62条の2（欠席の届出）」に改める。

第 2 条第 1 項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため」に改め、同条第 2 項中「日数を定めて」を「出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては 14 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第62条の次に次の 1 条を加える。

（欠席の届出）

第 62 条の 2 委員は、公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。

2 委員は、出産のため出席できないときは、出産予定日の 6 週間（多胎妊娠の場合にあっては、14 週間）前の日から当該出産の日後 8 週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。

第91条第 1 項中「、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が押印をしなければならない。」を「及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない。」に改め、同条中第 3 項を第 4 項とし、同条第 2 項中「請願を紹介」の前に「前 2 項の」を加え、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 請願者が法人のときは、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印しなければならない。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。